

第7回草津市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時：

令和2年10月2日（金） 14：00から16：00まで

■場所：

草津市立クリーンセンター 2階 研修室

■出席委員：

天野委員〔会長〕、松村委員〔副会長〕、金谷委員、柴田委員
池田委員、黒田委員、権田委員、川崎委員

■欠席委員：

山口委員、杉本委員

■事務局：

藤田部長、田中副部長、高岡副部長〔環境経済部〕
黒澤係長、松尾副係長、石松主査、森谷主任〔資源循環推進課〕

■傍聴者：

なし

1. 開会

1) 挨拶：事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から第7回草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。委員の皆さまには本日御出席を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染対策として、入口に消毒液の設置を行っているほか、マスクの着用や咳エチケットを引き続きお願いするとともに、会議の円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。それでは天野会長から開会の御挨拶を賜りたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

2) 挨拶：会長

皆さん、こんにちは。本日は議事が2つに分かれており、それについて審議したいと思います。一つは前回審議会委員の皆さまからいただいた御質問に対する回答について、もう一つが、新しい計画における重点施策の案についてです。活発な御意見、御質問をお願いします。

【事務局】（高岡）

議事に入る前に、本日の審議会では委員総数 10 名のうち、現在 7 名の委員に御出席いただいております。山口委員と杉本委員から御欠席の御報告があり、柴田委員は遅れて出席されるとの連絡がありました。半数以上の委員に御出席いただいております、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 2 項に規定する会議の成立要件を満たしていますので、ここに御報告を申し上げます。

傍聴席を用意していますが、傍聴人はいません。

それでは、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第 19 条第 3 項の規定により、これよりの進行は天野会長にお願いします。

【会長】

それでは議事次第に従い、審議会を進めます。まず、議事の 1 番について、前回の審議会でもいただいた御質問、御意見に対する回答が宿題でした。資料の 1 と 2 をお手元によりしくお願いします。

2. 議事

1) 前回審議会での主な意見およびその回答について

【事務局】

<資料 1, 2 「重点施策（案）について」について説明>資源循環推進課

【会長】

ありがとうございました。ただ今の御説明について、御質問、御意見はありますか。

【委員】

資料 1 の、前回と比べて最後のところが、焼却能力の 3 万 5,560 トンに見合うような形になっているので、整合性はこのほうが良いと思います。

気になる点が二点あり、一点目は No.3 の下段、令和 12 年度の予測ごみ量 3 万 5,560 トンの説明の部分、言われていることはよく分かるが、もう少し注釈を付けないと処理可能と記載があれば、これでいいではないかということになってしまうと思います。平成 27 年度中に、このメーカーへの照会内容だと思うが、例えば施設が老朽化しても令和 12 年度ぐらいまでだったら問題ないという意味なのか、施設の処理能力が、年数がたっても問題ないのかということなのです。

ですから、当面、運転日数を延ばすことで何とか処理は可能だと確認したけれども、ずっとというわけにはいかないのです、その当初のものになる前に減量する必要があることを書いておかないと後に伝わらないのではないかと、それが一点です。

もう一点は、前回の平成 23 年頃からの 10 年間の基本計画で、5 年目の平成 28 年度頃の審議会では処理能力の話題は審議に上がっていたのかということです。本来ならば、その当時に審議すべきで、運転日数を延ばすことでよしとするのか、当面は処理可能であっても、継続するわけにはいかないのか、何とかごみ量も抑えないといけないといった計画になっていたのか、各方面から問われたときのためにも、確認が必要です。そこは事実としてはどうでしょうか。今は現行の処理基本計画の中では、記述があるのか、ないのか。これはどうですか。

【会長】

少し記憶が曖昧ですが、今の計画を見直し審議会で取り上げたのは、平成 26 年度よりは前だったと思います。

【事務局】

先に二点目について、この計画は平成 22 年 4 月からの 12 年計画で、確か中間見直しを平成 27 年度に行っています。主な議題としては、当然目標値の中間点検や、施策の実施状況が主眼でした。この当時、人口の上振れが生じたことに対して施設面への影響といったところには十分議論が図れていなかったのが実態です。

【委員】

今回の資料はこれでいいと思いますが、いずれ今回の説明をするときに、処理基本計画の見直しの経緯なども整理しておいたほうがいいのではないかと思います。

工事発注、入札公告は確かに平成 26 年 7 月ですが、人口ビジョンの見直しが平成 27 年度にあり、それに基づいて施設規模が微調整できなかったのかといった質問が市民や議会から出てくる可能性はあります。ただ、現実の手続きを考えると、施設規模を変えらるとなるとアセスメントや施設整備計画、費用、さまざまな手続きを全てやり直す必要があり私は現実的には非常に困難だと思いますが、それについて、市民や議会から問われたら、どのような回答になりますか。

【事務局】

委員は御承知いただいているとおり、手続き的に後戻りが厳しいタイミングであったということは実態としてあるかと思いますが、その辺りには十分耐え得るような模範解答は、また作らせていただくと考えています。

この工事の発注のタイミング、当然人口ビジョンも並行して検討したタイミングなので、ある程度の調整は利いた可能性はありましたが、やはりアセスメント等は終えている中で後戻りしにくい状況ではありました。また、先ほどの一点目の質問にも関連しますが、さらにごみ量の予測超過量も運転日数の伸長で対応可能という整理をしました。

【事務局】

補足しますと、資料1の意見概要のNo.3を見ていただきますと、予測人口が、13万5,000人から14万5,000人に、1万人増える状況は、今の少子高齢化の社会の中で、草津市は特異な例であったとしても、中段の表のごみ量は、令和12年度の3万5,920トンがピークです。工事発注後ということも確かにはありますが、その段階でかなり大きな見直しをかけていくというよりは、この何年間かの運用で乗り切るほうが経費的な部分や手続面でもよいだろうといった判断をこの段階では行いました。

その後の、一番右のグラフが、真ん中とか、グラフよりもかなり増えているという要因については、人口の予測については少し増えています、それほど大きな変化はありません。先ほどから説明をしていますが、新クリーンセンターの稼働によって直接搬入の可能な日が拡大されたことと、点数制だったものが従量制になり、実質的な値下げになったことで、平成28、29、30年にごみ量が非常に増加しました。さらに、昨年度末から今年度は新型コロナウイルスという状況もあり、トレンド法で予測すると、どうしてもこのような結果になってしまいます。前回の審議会では皆さんに不安を抱かせてしまったかもしれませんが、このような結果となります。

【委員】

分かりました。

【会長】

他に質問はよろしいですか。今の議論にありましたが、3万5,560トンでラインを引いて、そこに何とか収めるとまとめています。この3万5,560トンは、資料1の一番左のNo.1、2の回答の一番下、調整率を掛けた数で、故障、修理、一時休止等による処分能力の低下を考慮した係数を掛けているので、要はそういったアクシデントがないことを前提とした能力です。余裕がなさ過ぎのようにも見えますが、そこは大丈夫でしょうか。

それと、最初の議論でも出てきました、前回計画見直しのときに、処理量が少し超えるけれども、運転日数を延ばすことで、処理可能としたことですが、そこは今、委員が御指摘のように、もう少し具体的にメーカー側から情報をしっかりと出してもらって、今の運転日数280日は、整備、点検等を考慮した運転日数ですよね。ここを、あと何日ぐらい実際のところを増やしても能力として受け入れられるのかといった具体的な情報は用意しておいたほうが、多分突っ込まれたときに根拠をもって回答できないと思います。今すぐでなくても結構ですので。

【事務局】

4%の調整率については、施設設計上、環境省から示されている基本的な基準と考えていますので、この調整率を掛けた中での3万5,560トンが基準になると考えています。

3万5,920トンを127トンで割りますと283日で、運転日数を数日延ばすことで対応可能といった整理はしています。実際、280日を超える運転をしている年度もありますので、そのあたりはメーカーとの情報等も踏まえて整理したいと考えています。

【事務局】

補足します。資料1の左側の一番下の黄色で塗っているところを御覧ください。この3万5,560トンという処理能力、年間の処理のトン数を出している計算式ですが、もともと聞いているのは、上のグラフの平成28年度の3万4,200トンが、この段階ではごみ量のピークです。つまり、年間3万4,200トン进行处理できたらいいといった考えです。

それを通常の稼働日数ですと280日ですので、その表の一番下のところから、下から2段目ぐらい、127トン、イコール3万4,200トン、平成28年度のごみ量を280日にして割ります。これを割ると122トンぐらいになります。122トンは施設ではいいですが、故障があったりするといけないので、4%を掛けるのが全体的なルールになっていますが、4%を掛けると127トンという数字が出てきます。この127トンに通常の日数の280日を掛けると3万5,560トン、これがこの施設の作った考え方です。

先ほど事務局（黒澤）が言いましたように、この段階でもメーカーにそれなりの確認は取っており、数%程度の日数の延長は物理的には可能であろうとのこと。あくまでも長いスパンで見たときに、施設に負荷をかけながら運転しているということは施設の老朽化などが早まる可能性もあるので、やはりこの新計画の目標としては3万5,560トン、127トンの280日をベースに置いておきたいと考えています。

【会長】

本来は3万4,200トンですよ。向こう10年間大きな故障がないことを前提にすると、3万5,560トンですが、それは大丈夫ですか。

【委員】

本当は3万4,200トンにすべきですよ。今の時点で、新品同様の運転だと、若くてぴんぴんした学生が走っているようなものですが、20年、30年たって、私のようになってしまったら走れません。本来の趣旨は一番左の図にあるような余裕を持った運転をすることで、この余裕の部分に災害廃棄物などの受け入れのようなものが入ってきます。改めて言うと、3万5,560トンの処理量になったら、もう全く余裕がなくて、年を取ってから本当にぎりぎりの生活をしているようなイメージです。ぎりぎりで通っているけれど、本当は3万4,200トンのラインを目指していかないと、少し苦しいのではないかという気はします。

【事務局】

行政のあるべき姿としては、ごみの減量は異論のないところですが、一方で、ごみ行政は、市民の皆さんの生活に直結しており、ごみ減量については啓発だけでは簡単には進まず、一定の負荷や御不便をかける施策が必要です。かたや市民の皆さんに相對したときには、やはり施設を建てたときの考え方の 127 トン掛ける 280 日の 3 万 5,560 トンを一つの目安にしながら、施策を考えていくべきだといったところで、こういったまとめ方になっています。

施策検討については、2 つ目の議題で御提案したいと思います。その上で、さらに進んで 3 万 4,200 トンを目指すべきということになるのであれば、また次回その辺は修正して、また御提案をすることをお願いしたいと思います。

【会長】

少なくとも、4%分がそういった意味だということは分かりやすく市民の皆さまに、きちんと情報公開した上で御意見をいただくべきだと思います。

【事務局】

施設として、やはり 4%の余裕を見ておいたほうが何かのときにいいよということも分かってもらうということです。

【会長】

そうです。他はいかがですか。

【委員】

その 4%を上乗せしたところで、もう施設がいっぱいになってしまっているということですね。そうすると、質問された際、答弁がものすごく苦しいですね。資料 1 の No.4 に記載している令和 3 年度の 3 万 5,988 トンが、No.3 に記載している令和 12 年度 : 3 万 5,920 トンを超えているので、大きな誤解が生じたり、なかなか理解されにくいのではないかと思います。たくさん数字を入れても難しいような気がします。

【委員】

資料 1 の一番右下にあるごみ量のグラフに 3 万 5,560 トンの線と合わせて、3 万 4,200 トンの線も入れておいたらどうかと思います。

この線を入れると、シナリオとしては令和 11 年度以降は、それを何とかクリアできますよね。後の資料を見ると、それは結局家庭ごみの有料化をした場合の想定です。例えば令和 10 年度ぐらいまでは、メーカーの見解のとおり、そこまではそのようにして、その後で有料化をして、ごみを減らして、その後に老朽化にも対応できるというのが一つの論

理だと思えます。

もうひとつは、最初から早めに有料化を行って、新しい計画の令和4年度頃から、目標3万4,200トンになるような形にして、整合性をとっていくという論理もあるのかなと思えます。どちらかというと、そちらのほうがすっきりするような気がします。

市民からの反対が大きければ、最初の論理でも構いませんが、施設や市民一人ひとりのごみ行政を預かっている立場としては、結果として3万4,200トンになるべく早く持っていこうと願っているスタンスのほうが、論理の一貫性が取れるのではないのでしょうか。ずっと使っていて壊れてしまったら結局困るではありませんか。

【事務局】

委員や会長の御意見はよく理解できます。繰り返しになりますが、行政側の今のスタンスとしては、一気に大きく強い施策を進めるということではなくて、やはり市民の皆さんの行動や生活も重要な要素のひとつであるため、様子を見ながら、それに応じて市民の皆さんの減量行動が伴い、促進されるのであればそのほうが良いという考えです。

将来、3万5,560トンの後に3万4,200トンと目指すべきということはよく分かります。ごみ減量だけではなく、市民の皆さんとともに協働していくことも含めて、どういった方法が最も効果的であるかという議論については、またさらに委員の皆さんの御意見を頂戴できればと思えます。

【会長】

やはり説明の仕方として、今の議論は理解できます。例えば向こう10年は、新施設の余裕分も含めて能力いっぱいでのげますが、それ以降、令和12年度以降は施設の老朽化が始まるので、余裕を見ておかなければいけません。丁寧にロジックを組んで、3万4,200トン、あるいは3万4,000トン辺りまで10年かけて減らすという説明を丁寧にすれば市民の皆さんにも理解をしてもらえるのではないのでしょうか。

【事務局】

今賜った意見を踏まえて、最終的には分かりやすい形の冊子に仕上げるように考えていきたいと思えます。

【会長】

他にはいかがですか。それでは、議事の1については、いったん終了します。また何か御質問がありましたら、よろしくお願ひします。

それでは、続いて議事の2番、重点施策の案について、資料3以降を使用して御説明をお願いします。

2) 重点施策（案）について

【事務局】

＜資料3～6-2「重点施策（案）について」について説明＞資源循環推進課

【会長】

ありがとうございました。ただ今の件に関して、御質問、御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

【委員】

ごみ袋の有料化は、私は個人としては非常に賛成です。隣の大津市は既に有料化が進んでおり、大中小3種類40、30、20リットルの袋を有料で手に入れるシステムです。大津市民からは、ごみの量が非常に減ったと聞いています。やはり住民の意識を変えなければ、恐らくごみは減りません。

草津市の場合は無料で、大きさは1種類で、高齢者の1人住まいや2人の家庭は、大きな袋に非常に少ないごみを入れて出しているのので、できれば大中小の袋を作ってもらいたいです。

また、住民に意識を変えてもらうためには、何回も意識付けてもらう運動をしていく必要があると思います。各地域を回って、サロンや老人会の会合などに出前講座を開き、講演を行うなど、今後はしていかなければいけないと思います。

それらを踏まえて、やはり有料も早急に行ってほしいです。そうすれば、やはりお金が付いてまわることも皆分かりますので、ごみの量もとても減ると思います。その辺りをもっと早くしてほしいかと思っています。

ごみ袋の有料化については、もう確定ですか。

【事務局】

今回、皆さんからいただいた御意見を、最終的に計画に落としこみ、その後、パブリックコメントといって市民の皆さんに、この計画に対して意見をもらうこととなります。

【委員】

私は大津市しか知りませんが、隣の栗東市や守山市はどうなっていますか。

【事務局】

有料です。草津市だけが無料です。

【委員】

これは早くしてほしいです。

【委員】

何回も有料にするといったことが出ています。

【委員】

何もできていません。

【委員】

やはりどうしても無料で話が決まってしまうています。有料は本当に何回も出てきています。

【委員】

私の知る限りでは、このような立派なクリーンセンターができたので、どんなごみでもどれだけ大量に出しても大丈夫だといった先入観を市民は恐らく持っていますよ。そのような先入観を変えてもらうためにも、やはり講演などをして、有料にしてごみを少しでも減量できるように早くしてもらいたいです。

【事務局】

こちらの審議会でも 10 年ほど前に有料化については長きにわたり御議論いただいて、答申まで頂戴した経過があります。当時のパブリックコメント等の意見を踏まえすと、そちらに制度移行ができなかったという、時の判断がありました。

今回、また新しい計画の中で、こういった方向性をお示しすることは、市民の皆さまには少なからずインパクトがあり、パブリックコメントで何かしらのリアクションが返ってくると思っています。意識を変えていくことが非常に重要であるという御意見をいただいています。われわれ事務局としても年に数回、出前講座や、いろいろな会には呼んでいただいている、ごみのことについて、分別や身近なことや、ごみの処理費用や埋め立てや、灰の行先などいろいろな話を意見交換させていただく中で、非常に勉強になったといった声もいただいています。

今回、新計画もできますことから、さらなる周知、啓発、アナウンスに努めていきたいと思えます。せっかくできた向こう 10 年の計画ですので、市民の皆さまとともにこの計画を前進させ、取り組んでいきたいと考えています。

大津市さんの例で、大中小のごみ袋の話がありましたが、草津市は 20 年以上も 1 種類の袋のサイズで運営してきましたが、家族構成や、ごみの量、ライフスタイルが多様化しますと、足りない方や余っている方など、さまざまなケースがあると思えます。社会変化

に柔軟に対応しにくい制度になっていますので、計画見直しの案の段階ではありますが、有料販売によって少しは袋のバラエティーがつかれるのではないかと考えています。その点も市民にとっては一つのメリットであると考えています。

【委員】

資料 4 です。ここで資源ごみはずっと無料化でいくことは分かりますが、例えば、この令和 11 年度からごみ処理を有料化するとあります。これは、焼却ごみ・資源ごみに関係なく、全体的に有料化にしてしまうということですか。

【事務局】

いったん本日の、資料 5 では、先ほどの焼却ごみが有料で資源ごみは無償といった制度案のお示しです。令和 11 年度からの予定である有料化については、また制度設計の細部までは至っていません。いったんは令和 10 年度をめどに、市民の皆さま、事業者の皆さまに御協力をいただきながらごみが順調に減っていけば、現行制度でもいいのかなどといった判断もあろうかと思えます。そこを超えそうであれば、将来的な見込みも見据えてといったことです。

ただ、いずれにしても 10 年前の答申内容としては、焼却ごみ袋は 1 袋 40 円程度で、今現在は無料ですが、破碎ごみ、陶器・ガラスといったリサイクルしにくいごみについては有料という制度でした。資源ごみについては、資源化を促進するという観点から無償のほうが望ましいだろうといった答申もありましたので、そういった当時の状況も踏まえながら慎重に制度設計は必要だと考えています。

【会長】

他にはいかがですか。

【委員】

何点かありますが、粗大ごみについては、このままずっと増えていくとは思いません。やはり他の自治体で 1 人当たり年間にどのぐらい出ているか、最もマックスなのかを調べておかないと、そのぐらいまでは伸びる可能性があります。確認されていれば結構ですが、しっかりと確認をして、その見込みのマックスにするといった論理のほうが、令和元年度の数字を持っていくと、維持するというのは、若干違和感があります。

他の自治体と比べても飛び抜けて多い場合はこれでいいけれども、もし他の自治体のほうが多い場合は、これに合わせていったらいいのではないのでしょうか。これが 1 点目です。

2 点目は資料 3 です。課題になっているのは構いませんが、具体的な施策は重点施策に落とし込まれます。重点施策それぞれについて課題との兼ね合いを書いたほうがいいで

はないでしょうか。例えば、基本施策1に「2Rを推進するための仕組みづくり」と書いてあり、重点施策1—1から1—3までありますが、全部が1—1から1—3までとは限らないので、それぞれが見合うものにしてはどうでしょうか。

基本施策は4つもあるので、それぞれどれに対応しているのかと書かれたほうがいいのではないのでしょうか。それが2点目です。

資料4の一番下の2—4のクリーンセンターへの持ち込み事前申請制度ですが、私は持ち込み事前制度をしても論理的に減らないと思います。持ち込み事前申請制度の効果は、あくまで限定的であって、論理的に考えて、ある程度修正するのではなくて、なだらかに減少があるけれども、年間総量は分かりませんよね。

ここはクリーンセンターへの持ち込み量を減らす対策といった表現にすべきであって、そのための施策は、いくつかありました。1つは、もし搬入チェックが緩かった場合は、他から草津にいくだけでも持ってくるので、他自治体の住民からの持ち込みのチェックの徹底化です。

あとは、事業系の粗大ごみ、破碎ごみを減らす中で言うと、廃棄物処理法上は、例えばスチールの本棚などの金属は産業廃棄物なので断っても構いません。陶器・ガラスも同様です。プラスチックもそうでしょうか？今まではどうか知りませんが、制度上はそれを断ることができます。

法律に基づく事業系の産業廃棄物対応のものの持ち込みは今どうなっているか知りませんが、もし確認していないとしたら、廃棄物処理法に基づく方向に変更するなど、そういったものが入っていたらいいでしょう。

もう1個は、もしそれでも減らない場合は、やはり家庭でいうと持ち込み可能量の上限を決めるなどをせざるを得ないと思います。なぜなら、この部分で3,000トンほどを見込んでいます。ものすごく大事ですから、それを担保するためには、やはりもっと具体的なところまで突っ込まないとまずいと思います。私の意見ですが、2—4の表現は少し変えなければいけないのではないのでしょうか。

もう1個は、最初の議題でもありましたように、基本的なスタンスとして、本来のごみ発生量の3万4,200トンをあくまでも目指していくのだと変えていくべきだと思います。そうすると、一番上の焼却ごみを減らす話でゴミ袋を有料購入すると、最初の、従来どおりの実費という部分で、最初にこれで行うのであれば、これでいいと思います。最初から有料化したほうがいいと思います。あえて行う場合は4%減ると見込んでいますよね。その場合、令和4年度から実施した場合、令和5年度の実績で4%減らない場合は、即有料化するのだといった計画にしてはどうですか。

ごみの有料化制度で4%減らすのは結構厳しいと思います。そのこのところはこのフローで言うと、ある程度期限を区切って、例えば令和5年度に4%減にならなかった場合は、もう令和6年度から、いわゆる普通の意味の有料化の検討をすぐに始めるようにしておくべきではないのでしょうか。

【事務局】

最初の資料 2 の粗大ごみの量の部分についてです。令和元年度は 1,117 トンでした。こちらは、令和 2 年度も引き続き増加傾向は続いているものの、同じ倍々ゲームのような形で増えているというよりは、やや鈍化しているような状況も見取れます。

県内でも 1 人当たりの人口割りで粗大ごみの量を見ていますと、おおよそ今は県内平均に近い状況でした。と言いますのは、極端に多い状況でも少ない状況でもないとするならば、一定この辺りで伸びがある程度収まってきて、さらに鈍化してくるだろうと考えています。

そのような状況もありますが、自治体によって粗大ごみの定義は異なる関係で、原単位に少しばらつきはあります。御報告としては、県内平均とおおよそニアリーである状況です。

【委員】

多いところはどのぐらいまでありますか。

【事務局】

例えば湖南 4 市、大津市、栗東市、守山市、野洲市と比較しますと、最も多いのが野洲市でこれは草津市よりも倍ほど多いです。先ほどありましたように、野洲市の粗大ごみは指定袋に入らないものとされていて、草津市よりも少し幅広く粗大ごみの定義化をしています。

もう 1 点が、野洲市も今の草津市の状況と同様に、事前予約が不要でクリーンセンターへ持っていけるため、少し多くなっているのではないかとお聞きしています。

一方で、大津市や守山市、栗東市については、事前の申込制度を導入しています。この 3 市については、今、いずれも草津市よりも少ない、むしろ半分ほどの原単位です。大津市の場合は草津市の半分より少し多いぐらいの原単位の量になっています。

申込制度等々にすることによって、先ほど言いましたように、少なだらかになっくのではないかとお聞きしています。

【会長】

なだらかになっく数字が全くありませんが、大丈夫でしょうか。グラフだけ、このように急になっているのがなだらかになっくいて、段階だけ書いてあります。過去 4 年の伸びで、このようになっくいたのが事前申し込みをすると、それが何%になるといったことを書かなくていいのでしょうか。何も書いてありませんが、大丈夫でしょうか。

【事務局】

最初の計画書の段階では分かるように書いていましたが、今はグラフとして視覚的に

理解していただきやすいような形で入れています。バックデータはありますので、それはしっかりと提案していきます。

続いて、委員の御質問の 2 番目です。資料 3 の重点施策のところの課題の対応についてです。参考資料 2 で付けていますが、これは過去に御説明しました課題で、新旧計画の課題の整理についてです。実はこの右側に事務局レベルでは、この施策を並べて、どのような感じになるかを検討しました。それを出すと、グラフとしてあまりにも分かりにくいので出していません。そのような整理はしていますので、委員の御発言の趣旨を踏まえて、分かりやすい整理の仕方をしようと思います。

それから、資料 2 の 4 のクリーンセンターへの持ち込み事前申請制度の部分で、例えば搬入のチェック体制のところですか。現状としては、評価を受けているわけではありませんが、それなりにきっちりチェックをしているつもりです。さらに持ち込み量を減らすための方法は、この 2 の 4 のところでまとめるのか、あるいは一般施策としてそのようなチェック体制などを組むのか、これは考えさせてください。持ち帰ります。

それから、4 番目の、もしもそれでも減らなかった場合の 1 世帯当たりの搬入可能量、排出可能量についてです。現段階でそこまで踏み込むのは草津市としては難しいので、段階的に行っていきたいと思っています。

それから、基本的な発想として、本来は 3 万 4,200 トンを目指すべきというところで、それができない場合、この資料では令和 2 年度に 10 円程度の有料化とし、4%が減らない場合は、次の年度から 40 円にするところは、理論的には言われるとおりですが、行政の手続きや周知などの意味では少し難しいと思います。私たちの行政の運営でいくと、3 年程度は同じ制度で運用した上で、そこで評価をして次の準備をすることになります。そのようなスパンの中で考えていきたいと思っていますし、今の段階ではそのように思っています。

委員が言われる、もっと短いスパンでどんどん施策を打っていくべきだといった御趣旨は十分御理解した上で、この検討をしていきたいと思っています。

【委員】

具体的には今のクリーンセンターの持ち込みのチェックはどのようなものですか。

【事務局】

持ち込みのときに、まず受付で住所、名前、ごみの内容に関する情報を搬入カードに記載してもらい、本人確認書類として、住所と名前が確認できる免許証や健康保険証などの証明書を確認し、市内であることと申請内容と相違がないことを確認して搬入する流れになります。

【委員】

事業者はどうですか。

【事務局】

事業者の場合は、会社名と搬入されるごみ、センターへの来所頻度を登録したカードを発行し、毎回そのカードを使用して搬入をします。確認方法としては、その会社の従業員であることが確認できる社員証や名刺などを提示していただき、事業系ごみであることを確認します。多分言われているのが、事業系ごみを家庭ごみとして偽って持ってくる方の確認ということだと思います。

【委員】

そうではありません。その点もありますが、いわゆるプラスチックや紙、新聞類、陶器、ガラスなどは、本来は産業廃棄物ですよ。それは受けていませんか。

【事務局】

はい。そういったものは一切断っています。どのように処理をしたらいいかを御案内した上で、事業系一般廃棄物のみを受け入れています。

【委員】

事前に申請をすることで年間の総量が減るといった理論が分かりません。そうなったら面倒くさいなといったことでしばらく置いておいたことがないような気はします。

私が気になるのは、野洲市は粗大ごみでいうと、草津市の倍ほどあります。やはり潜在的にはどのくらいあるかを想定しなければいけないのかなといった気はしています。

そうすると、それを減らす、あるいは軽量化するようなことが要るのではないかと思います。県内の平均だから今は大丈夫というところは若干弱い気がします。

【事務局】

この制度については、詳細を御説明させていただきたいので、伝わらない部分があるかもしれません。こちらが考えているのは、点数や重さの1日の最大の部分を決めて、それで現状の数字に抑えていこうといった制度で考えています。これは次回、資料を御用意します。

【委員】

持ち込み量の上限というか、このくらいまでしか処理できないのでお断りといったイメージだと。

もう1個ですが、資料5の⑤の表現を変えたほうがいいと思います。⑤が、手数料収

入の増加でしょうか？

これは、やはり実費しか取らないと記載しなければなりません。管理コストを現行のもので対応させて、制度維持管理コストが正確な表現だったらいいですが、手数料収入が、そもそも確定していません。実費ですから、これはその表現を変えたほうがいいのではないのでしょうか。

参考資料の令和14年度の焼却処理量の3万4,069トンは、本来想定していた3万4,200トンを下回っている部分は目立つようにしたほうがいいのではないのでしょうか。焼却施設の処理能力をクリアすることよりも、この最初に処理施設を設計したときに想定していたものをクリアしていくといったことを強調します。

廃棄物処理基本計画を立てるときに、今回のこの資料1などに書くような、草津市の、言わば重要施策というか、事情を聞いていくとやむを得ないとは思いますが、そのところに丁寧に説明を入れるべきだと思います。そして、現状で新しくぼんぼんと何でも持ち込めそうだけれども、結構いっぱいいっぱいなところなので、これを長く持たせるためには、ぼんと減らしていかないと非常に困ったことになってくるというところを強く強調して書いた上で、各施策を言っていないといけません。そうしないと、事務局の石松さんが言われたように、普通の市民としては、新しい施設ができたのだからどんどん出してもいいだろうと考えるのが普通だと思います。そこは強く強調して、ごく一般的な廃棄物処理基本計画の書きぶりではなくて、きちんと書かなければいけません。

今回の計画で書かないと、非常に大きな責任が伴うと思います。前回のときにはまだ言い訳ができましたが、今回は先に対して非常に大きな責任が問われます。ですから、そこはしっかりと書かれるべきだと思います。以上です。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

まず、資料5の手数料収入の部分については、確かに処理費用がオンされていない部分で、手数料収入については限定的ですので、ここの表現については改めたいです。

参考資料1でも、3万4,200トンを下回ることを強調されたいといったところですので、やはり事務局案としては当初、資料1にもありましたように、3万5,560トンを出していましたが、その数字で大丈夫なのかといった御心配をいただいている声も非常にありがたく感じています。

私もこの計画案の策定に携わっている中で、他市の計画を見ていますと、やはり国が何%、県が何%減らせとといったことが言われているので、基本値をこうしますといった立て付けが多かったです。本市はこれまでの流れにもあるとおり、施設の処理能力がこの辺りなので、ここを超えてはいけないといった整理でここまでやってきましたので、非常に

特色のある計画に仕上がるのではないかと考えています。

そのようなことも踏まえて、今、この計画、このタイミングですので、しっかりとその辺りを市民にも理解いただけるように記していくのがわれわれにとっての責任だと思います。素案等を御確認いただく中で、御意見をいただけたらと考えています。

【会長】

最後のところですが、しつこいようですが、やはり 3 万 4,200 トンという受け入れ可能量を、やはりきちんと書いておかなければいけないと思います。この 3 万 5,560 トンは、あくまで何か起きたときの 4%を見込んだ能力であり、これだけを見ると、そこまで受け入れられるといった誤解があると思います。例えば受け入れ可能量の 3 万 4,200 トンをきちんと書いた上で、それを目指す、それを下回るようにといったことははっきりしたほうがいいと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

資料 6 の 1、高齢者ごみ出し支援について、直接支援型とコミュニティ支援型の 2 種類がありますが、これは現在動いていますか。

【事務局】

草津市で行っているかどうかですか。草津市では今後、行う検討をしていきます。全国の自治体では行っているところもあります。

【委員】

草津市もよその地域にも変わらず後期高齢者の町になってきており、今後、これに該当する人が非常に増えてくると思います。

【事務局】

少し御説明します。今言われているのは、直接支援型とコミュニティ支援型の例ですね。直接支援型は、行政が主体となって、そのご自宅まで伺って、ごみ処理施設まで運搬をするイメージを持っていただければ結構です。

【委員】

草津市が主体になって行いますか。

【事務局】

草津市が直接支援をします。右側のコミュニティ支援型が、自治体、草津市がこういった支援団体に自治会、こちらは本市で言う町内会のイメージです。

【事務局】

直接支援型は市から民間業者に依頼して回ってもらうことになります。そうすると、あまりハードルを低くし過ぎると、たくさんのお金がかかるので、例えば介護の認定度の高い方や、障害をお持ちの方などでハードルを高くして数を少なくするパターンが多いです。

コミュニティ支援型の場合は、各町内会でお願いしますといったことで、もう少し緩やかにした上で、町内会のご苦勞をいただいて、一定経費を市が負担していく形です。

【委員】

最近はどここの町内会も、高齢化が進み、町内会を脱退する人が非常に増えてきました。脱会した家庭の方が対象となった場合、周りは、町内会に入っていないのといった感じで問題になり、恐らく声が上がると思います。そういったことにも十分に注意しながらの運用になると思います。

【事務局】

今のこの例でも言いましたように、担い手の問題は非常に大きくあると思います。例えばですが、町内会単位ではなくて、学区単位のどこかの団体がそれを受けていただき、学校エリアで回っていただくことも考えています。

【委員】

私どもの最も理想的なものは各班です。もっと小規模な隣近所です。隣近所に、もっとコミュニケーションを取ってもらって、助け合いをするような運動を進めるのはどうでしょうか。単位が大きくなってしまったら、恐らく不備があると思います。もっと小規模に各隣区域、隣近所を主体にしたほうが進みやすいと私は思います。

【委員】

それに対してです。笠縫学区は1、2を争うほど高齢者が多い学区です。町づくり計画の見直しをされていて、これを聞いて、笠縫学区が考えて意見を出して進めていく中の一つだと思いました。今後、担い手と両方を考えていきます。ごみの問題だけではなくて、何かにつけて担い手が徐々に減っていて、どこでも困っていると思います。ですから、担い手と高齢者に対して、両方で進んでいこうと学区としては考えていくようにしています。

【事務局】

草津市でも、どの型でいくかといった部分ではコミュニティ支援型がいいと思っていますが、具体的な展開についてはまだ描けていません。今、委員が言われた視点も、今は内部の議論の中では出ています。御発言の中では、恐らくごみ出しが窓口だけれども、そ

のまま見守りなどの部分も関わってきますので、当部局だけで進めていいのか、福祉部局も一緒になって考えていくことも大事ではないかといったところもあるので、連携しながら、そして展開としてはモデル事業から始めないと、全てを一斉に進めるのは無理であるレベルですので、今後、また御意見を賜って検討を深めていきたいと思えます。

【委員】

ただ、昔は一時、福祉課にケアマネジャーが入って、ごみを出しておくといった話があった気がします。その辺りの連携もありますね。

【事務局】

そうです。

【委員】

ケアマネジャーは家の中に入るため家庭事情がよく分かっていますので、その方々が家の前に出すのか、それをまた集積場へ運ぶのか、いろいろなパターンを考えていますが、なかなか実現しません。

【委員】

これは地域、本当に隣近所といったところまで下ろしていかないと、簡単にはできないことだと思います。学区として進めていく中でも各町内に下ろしていき、町内でまた考えていただく形で進めていくことが必要ではないでしょうか。

【委員】

ごみ出し支援については、昔調べたことがあります。結論から言うと、直接支援型をメインにして、コミュニティ支援型をサブにしないと回らないのではないかと思います。コミュニティ支援型を全面にすると厳しいと思います。

先ほどお話があったように、2段階です。本当にしんどくなったら家の中のごみ自体も玄関まで出せませんよね。そこは代わりのヘルパーさんなどにしてもらおう。それは介護保険の業務に入っているかどうかです。ごみ出しの請負は入っていますか。

【事務局】

サービスの中には入ってきますが、介護保険は20分以上の業務に対してといったところがあるので、ごみ出しだけではマッチしないのが現状の課題になっています。

【委員】

ごみ出しを含めることはできますか。

【事務局】

いろいろな業務の中の一つとして、ごみ出しを含めることはできますが、ごみ出しだけですと、まず 20 分にははまりません。あとは、ヘルパーさんが、朝のごみ出しの時間帯にいろいろな方の家庭を回るができないという問題があります。

【委員】

曜日と時間が決まっていますからね。

【事務局】

そうです。曜日などが決まっているため、その部分で介護保険制度とマッチしないため、このごみ出し支援という課題が介護保険から離れて、福祉ですとか、ごみ出しの分野で出てきているのが現状です。

【委員】

ですから、家の中で発生したごみを玄関の前まで持ってくるのが難しく、玄関の前に置くことができれば、例えば収集時にちょっと持っていくことが比較的やりやすいのではないかといった気がします。玄関に置いてあるものを集積場まで運ぶことももちろんありますが、収集のときにそこだけピックアップして持って行ってもらうことは、両方検討の余地がある気がします。もちろん、その場合は収集に少し負担が増えるので、何かの追加措置が必要です。

【委員】

道が狭い場合は収集車が入りません。

【委員】

基本的に、ごみの日に、朝から夜までにヘルパーさんが家の前を出して、近所の方が集積所まで持っていき、それを業者が来て取って持っていくなど、そのような形をしないと前に進みません。やはり家の中に入るのは難しいので、それをヘルパーさんをお願いする、時間を制約しないといけないので、1 日の中のどこかで出しておいてくださいといった形です。

【事務局】

委員が言われたように、直接支援型を軸に、この資料 6 の 2 のモデル事業で新潟市の例をピックアップしました。他の事例もありますが、これはコミュニティ支援型で、やはり直接支援型のほうがどうしても事例的には多くなっています。やはりコミュニティ支援型の場合の担い手、受け皿の問題や、空白地ができることや、継続性の観点から、乗り

越えるべきハードルは高いと思っています。

しかしながら、自助、公助、共助ではありませんが、住み慣れた地域で支え合うといった、どちらかという福祉的な視点を軸足に置きながら、こういった制度をどう進めていくかを福祉事務局と詰めながら、まずは検討していきたいです。

最終的にどのような形に落ち着くかは分かりませんが、メリット、デメリットがいろいろとあろうかと思います。地域の人にごみを触られるのは逆に嫌だという方もいるかもしれません。その辺りの課題も事例を参考にしながら、また地域の皆さんの声を聞きながら検討していきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【会長】

他にはいかがですか。重点施策ということで、検討事項がいくつかあります。発言していない委員は何かありますか。よろしいでしょうか。

では、大変大事なポイントは委員の皆さんからいただきました。次回はパブリックコメントに載せる案が審議されますよね。

【事務局】

そうです。ある程度計画という形でお示しする中で、全般的な流れで御意見をいただく格好になろうかと思います。

【会長】

では、本日御議論をいただいた重要なポイントを反映していただければと思います。それでは、これで議事の1と2を終了します。3のその他ですが、議事以外の部分で結構ですので、もし何か御質問や御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、3のその他も終了します。また次回以降、さらに具体的な計画で審議を進めていきたいと思います。

それでは、最後に事務局より何か連絡事項がありましたら、お願いします。

【事務局】

ありがとうございます。これまで非常に重要なポイントを十分に議論いただきましたので、それを分かりやすい形にし、パブリックコメントと市民の皆さんの意見を聞く前の素案としてまとめます。これも市議会に中間で説明をしなければいけませんので、今回はこれを審議していただく予定にしています。

次回の第8回の審議会については、次第にありますように、過日日程調整をした結果、10月29日、木曜日、時間は13時からです。会場については、草津市役所の道を挟んだ国道側の向かい側、滋賀県南部合同庁舎の別館3階の大会議室です。会場が異なります

が、どうぞよろしく申し上げます。

本日は大変貴重な御意見を各方面からいただき、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第 7 回草津市廃棄物減量等推進審議会を終了します。本日は誠にありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。